

環境影響評価書の概要

—東京国際空港沖合展開事業—

昭和 58 年 12 月

運輸省航空局

1. 総 括

(1) 事業者の氏名及び住所

氏 名

運輸大臣

住 所

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

(2) 対象事業の名称

ア. 事業の名称

東京国際空港沖合展開事業

イ. 対象事業の種類

① 飛行場の施設変更

② 飛行場付帯施設としての自動車駐車場の設置

③ 飛行場付帯施設としての道路の新設

ウ. その他関連事業

① 鉄道、モノレールの延長等

鉄道・モノレールについては、別途事業者が環境影響評価を行なうこととなるが、本評価書案においても参考として記載する。

(3) 対象事業の内容の概略

図1.3-1に東京国際空港沖合展開基本計画図を示す。

ア. 飛行場の施設変更

東京国際空港は、国内航空交通の拠点として全国37空港との間に1日420便のネットワークが形成され、年間2,200万人の人々が利用している。

本空港の離着陸処理能力は、昭和46年頃よりその限界に達し、昭和53年5月に成田空港が開港したことにより、しばらくの間若干の余裕が生じたが、その後の増便等により今や再び処理能力の限界にきている。

本計画は、首都圏における国内航空交通の拠点としての機能を将来にわたって確保するとともに、懸案であった航空機騒音問題の抜本的解決

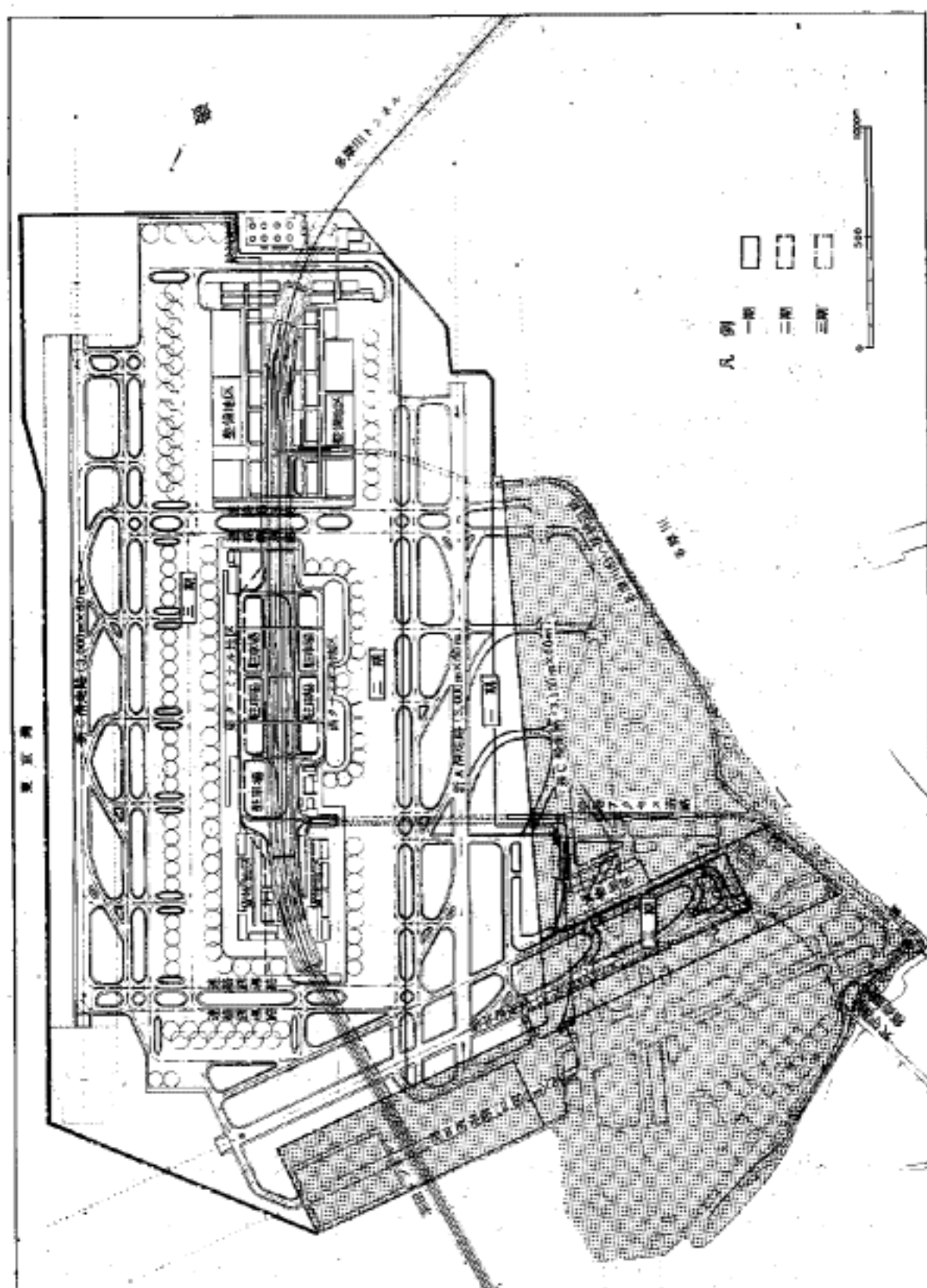


图 1.3-1-1 国定长期监测点及规划监测点图

を図るため、東京都が実施している羽田沖廃棄物埋立地を活用し、現空港を沖合に展開するものである。

イ. 飛行場付帯施設としての駐車場の設置

自動車駐車場施設はターミナル地区を中心とし空港として必要な面積を確保する。建設工程は飛行場の建設に合わせ、西ターミナル側の駐車場については第2期に建設し、東ターミナル側の駐車場については第3期に建設する。

ウ. 飛行場付帯施設としての道路の新設

空港へのアクセス道路としては、多摩川沿い接続道路（環八延伸ルート）、空港アクセス道路、湾岸道路があるが、飛行場付帯施設としての道路は、多摩川沿い接続道路（環八延伸ルート）、空港アクセス道路である。なお、湾岸道路についてはすでに計画決定がなされているため、環境影響評価の対象としない。

(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

東京国際空港沖合展開事業の内容および周辺地域の状況を勘案し、予測評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行なった。表1.4-1に影響評価の結論の概要を述べる。

表1.4-1 影響評価の結論

予測・評価項目	結 論 の 概 要
1. 大 気 汚 染	現空港の沖合展開によって航空機、空港施設、出入自動車、工事用機械等の空港関連煙源が、二酸化窒素、一酸化炭素、炭化水素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の各環境濃度に与える影響を予測した。この結果、本事業実施に伴い空港関連煙源の大気汚染物質排出総量は増えるものの煙源全体が沖合に移動するため、空港に隣接する地域については、濃度は改善される。 また、その他の地域については、濃度の増加がみられる地点もあるがその増加量は極めて小さいため、本事業

予測・評価項目	結 論 の 概 要
	業が大気環境に与える影響は軽微と考える。また、工事中の大気汚染についても影響は軽微であると考ええる。
2. 水 質 汚 濁	空港区域内の排水系は雨水と汚水を分けて排水する分流式で計画されており、空港区域内から発生する汚水は現状と同様東京都の公共下水道に排出され処理される。 雨水については海域に直接放流されるため、駐機場等限られた地域から油分の流出が考えられるが、必要に応じ油分離施設等の措置を講ずるため、海域での水質汚濁はないと考える。また、8 ha 埋立て後の水質についても、海水交換が良好に保たれることから、水質は現状と変わらないと考える。 埋立・護岸・盛土工事時の水質汚濁については、濁りの発生量が少ないため、多摩川河口部海域の水質に与える影響は少ないと考える。
3. 騒 音	航空機騒音は沖合展開によって離着陸回数は増加するものの、飛行経路が沖合に移転すること、低騒音機材導入の推進等により、騒音レベルは大巾に改善され既成市街地では環境基準が満足される。なお、中間年次において、空港に近接する飛行経路に沿った地域では騒音が増大するが、将来年次では改善されると考える。 自動車交通騒音については、将来年次に湾岸道路が全面開通することにより、環状八号等での交通量は減少するため沿道における騒音レベルは現状に比べ改善されると考える。また工事用車輛が環状八号沿道の騒音環境に与える影響は少ないと考える。

予測・評価項目	結 論 の 概 要
4. 振 動	自動車交通振動については、将来年次に湾岸道路が全面開通することにより、環状八号等での交通量は減少するため、沿道における振動レベルは現状に比べ改善され则认为。また、工事用車輛が環状八号沿道の振動環境に与える影響は少ないと认为。
5. 低周波 空気振動	航空機の飛行に伴う低周波空気振動については、現空港の沖合展開によって飛行経路が沖合に移転するため、空港に隣接する既成市街地における低周波空気振動レベルは大巾に改善され则认为。 エンジンテスト時の低周波空気振動については、現状においても低周波空気振動レベルが低く、沖合展開に伴ってエンジンテスト場を沖合に移設するため問題ないと认为。
6. 電 波 障 害	沖合展開時に航空機の飛行に伴って発生するテレビ電波障害は軽微であり、現状の受信状況と同程度であるため、沖合展開事業がテレビ電波の受信状況に与える影響は少ないと认为。また、中間年次における空港に近接する飛行経路に沿った地域でも、受信状況に与える影響は現状と同じ程度でほとんどないと认为。 空港施設等の設置に伴うテレビ電波の反射障害および遮へい障害の範囲は空港区域内に止まるため、空港に隣接する市街地におけるテレビ電波の受信状況に影響を与えないと认为。
7. 水 生 生 物	本事業に係る多摩川河口部の埋立面積は少なく、水生生物の産卵、成長の場である羽田洲の大半が残存すること、埋立て後も水質は現状と変わらないと考えられることおよび、埋立・護岸工事による多摩川河口部

予測・評価項目	結 論 の 概 要
	の水質に与える影響が少ないことから本事業が水生生物に与える影響は少ないと考える。
8. 景 観	現空港の沖合展開に伴い、ターミナル、整備工場等の建造物が造られるが、各種空港施設は整然と配置され、沖合からの眺望景観ではそれらが白のスカイラインとなって現われる。また、つばさ公園からの景観についても、近代的な空港機能美を有した景観が出現することから、沖合展開後の眺望景観は、現状と比較して特に違和感を与えることはないと考える。

(5) 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 1.5 - 1 のとおりである。

表 1.5 - 1 修 正 の 概 略

修正箇所	修 正 事 項	修正内容及び修正理由
2. 対象事業の目的及び内容	工事の概要	内容を追加説明した。
3. 地域の概況	低周波空気振動の概況	表現の修正を行なった。
4. 予測評価項目の選定	土壌汚染、地盤沈下、陸上植物、地形・地質	選定しない理由について表現内容の修正を行なった。
5. 現況調査	大気汚染、騒音、振動、低周波空気振動、電波障害、水生生物、景観の状況等	各環境項目の現況について内容及び説明の補足追加を行なった。
6. 予 測	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、低周波空気振動、電波障害、水生生物、景観の予測方法等	予測事項の追加及び予測項目の条件等について補足追加をした。
7. 評 価	大気汚染、水質汚濁、騒音、電波障害、水生生物、景観	評価の内容を追加記述した。
9. 環境保全のための措置	内容の追加	環境保全のための措置を追加記載した。